

仕様書

1 基本事項

(1) 業務名

柏市立小中学校給食施設空調設備賃貸借業務

(2) 概要

本事業は、市立小中学校の42給食施設に対し、空調設備を設置する工事（付帯工事を含む。）の設計業務、施工業務、工事監理業務、その他業務を実施する。設備設置工事後は使用可能な状態にした上で、市へ引き渡し、定期保守点検や故障対応等の維持管理を含む賃貸借業務を行う。

(3) 対象施設

ア 対象施設数（詳細は別紙「対象施設一覧表」のとおり）

(ア) 小学校給食施設

27施設

(イ) 中学校給食施設

15施設

(4) 工事期間及び賃貸借期間

ア 小学校給食施設

(ア) 工事期間（設置完了検査を含む）

契約日締結日から令和7年3月31日まで

(イ) 賃貸借期間（13年間）

令和7年4月1日から令和20年3月31日まで

イ 中学校給食施設

(ア) 工事期間（設置完了検査を含む）

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※令和6年度中の工事着工は原則として認められない。

(イ) 賃貸借期間（13年間）

令和8年4月1日から令和21年3月31日まで

(5) 契約方法

総価

(6) 支払回数

年4回（56回）

ア 小学校給食施設

賃貸借期間中の年4回（52回）

イ 中学校給食施設

賃貸借期間中の年4回（52回）

2 業務内容

- (1) 業務内容の詳細については、要求水準書を参照のこと。
- (2) 契約期間満了後、物件の所有権は柏市に無償で譲渡すること。
- (3) 物件に係る固定資産税はこれを賦課しない。
- (4) 事業者は工事目的物及び工事材料等を設計図書に定めるところにより火災保険，建設工事保険その他保険（これに準じるものを含む。）に付さなければならない。
- (5) 事業者は賃貸借期間中，自らを被保険者とした損害保険（賃貸借対象設備に付保する動産総合保険をいう）に加入する。また，保険料は，受託者が負担する。
- (6) 事業者は，本業務により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し，若しくは承継させ，またはその権利を担保に供することはできない。

3 担当部署

柏市教育委員会教育総務部学校給食課 担当：吉田

千葉県柏市大島田48番地1（沼南庁舎2階）

電話：04-7191-7376（直通）

FAX：04-7191-1212